

## 「ふじさわ自殺対策計画」素案について

### 1 計画策定の背景

#### (1) 国の取組

平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、自殺は「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が推進された結果、自殺者数は減少傾向に転じましたが、未だに全国で年間2万人を超える状況が続いています。

そのため、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、地域レベルの実践的な取組を中心とした自殺対策への転換を図ることを目的に、平成28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、都道府県、市町村ごとに自殺対策計画の策定を義務付け、自殺対策の更なる推進を図ることとなりました。

#### (2) 本市の取組

本市の自殺対策の取組は、平成19年度に庁内連絡会を立ち上げたことに始まり、平成21年度に、県下でいち早く「藤沢市自殺対策協議会」を設置し、自殺予防週間に合わせた普及啓発や講演会、地域の人材育成を目的とした「ゲートキーパー養成講座」を開始しました。その後、自死遺族の会「藤沢わかちあいの会」や認知行動療法を中心とした「うつ病セミナー・家族セミナー」等を事業化しました。

また、携帯電話やパソコンを使い、気軽にこころの健康状態をチェックする「こころの体温計」を設置し、現在も多くの市民にご利用いただいています。

さらに、ハイリスク者対策としまして、平成24年度に専門相談員による電話相談、自殺未遂者・家族支援事業「まごころホットライン」を開設し、その翌年には、救急病院に搬送された自殺未遂者及び家族のもとに訪問する「自殺未遂者緊急介入支援事業」を事業化しています。

このような経緯のなかで、本市の自殺対策計画の策定にあたり、関係各課等の長による自殺対策推進会議を設置しました。また、実務担当者による自殺対策庁内連絡会を再編成し、事業の洗い出しや課題の抽出作業を通じて、計画の基本理念や内容について議論を重ねました。

今後、庁内で検討した内容を自殺対策協議会に報告し、改めて委員にも協議していただくなかで、対策の効果や事業の評価検証を実施してまいります。

国、県の自殺対策計画等の趣旨を踏まえまして、全ての人が、かけがえのない個人として尊重される社会、“誰も自殺に追い込まれることのない社会”の実現をめざし、「ふじさわ自殺対策計画」を策定いたします。

### 2 計画の概要 ※「資料2」参照

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」等の趣旨を踏まえ、「藤沢市市政運営の総合指針2020」との整合性を図るとともに、「藤沢市地域福祉計画2020」等の先行している諸計画とも一体的に推進します。

#### (2) 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年計画とします。また、国の動向や自殺の実態、社会状況等の変化に合わせて、3年目にあたる平成33年度に中間見直しを行います。

### (3) 計画の数値目標

平成 28 年の人口動態自殺死亡率 12.9 を平成 35 年に 11.0 以下とします。

(※自殺死亡率 : 人口 10 万人あたりの自殺者数)

### (4) 基本理念, 基本方針

**基本理念** 「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」  
**基本方針** 「生きることの包括的な支援」

### (5) 推進体制

「藤沢市自殺対策協議会」に計画の進捗状況を報告し、施策に対する意見を求めます。また、庁内の横断的な推進体制として、新たに、関係各課の長で構成する「藤沢市自殺対策推進会議」を設置しました。また、実務担当者による「藤沢市自殺対策庁内連絡会」を再編成し、事業の洗い出しや課題の抽出等を実施します。

## 3 今後のスケジュール

	時期	内容
(1)	平成 30 年 10 月	パブリックコメント（市民意見公募） 期間 10 月 29 日（月）から 11 月 28 日（水）
(2)	平成 31 年 1 月	平成 30 年度第 2 回藤沢市自殺対策協議会の開催
(3)	平成 31 年 2 月	パブリックコメントの意見等に対する本市の 考え方の公表 広報ふじさわ 2 月 10 日号及び市ホームページに掲載
(4)	平成 31 年 2 月	2 月定例会 厚生環境常任委員会に最終報告
(5)	平成 31 年 3 月	政策会議に報告
(6)	平成 31 年 3 月	「ふじさわ自殺対策計画」策定

以上

(事務担当 福祉健康部 保健予防課)